平成28年度

第11回農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月20日(月)午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 第1委員会室

3. 出席委員 17人

会長 20番 三 橋 弘

委員 1番 大滝與鷹

2番 原木一正

3番 石橋弘嗣

4番 石井利和

7番 梶尾彌一

8番 武藤晃

9番 富田尚武

10番 宇田川純一

11番 竹内清海

12番 矢口俊治

13番 岡本好夫

14番 加藤武央

15番 小川治夫

17番 佐藤ゆきのり

18番 那須嘉郎

19番 石井克己

4. 欠席委員 3名

5番 栗山久司

6番 細川佐一

16番 三橋二三男

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 付託調査班(委員)の指名
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
 - 議案第5号 国有財産管理人の推薦について
 - 報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について
 - 報告第2号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
 - 報告第3号 地目変更登記に係る回答について
 - 報告第4号 地方税に関する農地等の現況に係る回答について
 - 報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤進一

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 山﨑武敏

副主幹 田中 敦

7. 会議の概要

発 言 者	内容
議 長	定刻でございますので、これより平成28年度第11回市川市農業委員会定例
	総会を開会いたします。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、5番、栗山委員、6番、細川委員、
	16番三橋二三男委員から欠席の連絡を受けております。
	委員20名中、17名出席しております。
	出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条
	第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名で
	ございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし - Line Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand
->/-	
議長	それでは、14番の加藤委員、15番の小川委員にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中敦副主幹を指名いた
	します。
	次に、来月3月分の調査班の指名をいたします。
	農地関係は、第2班です。
	4番、石井利和委員、5番、栗山委員、6番、細川委員です。
	調査日は、3月15日となりますので、よろしくお願いいたします。
	農政関係は、第5班です。
	13番、岡本委員、14番、加藤委員、15番、小川委員です。
	調査日は、3月14日となりますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第5号、報告第1
	号から報告第5号まででございます。
	慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。
	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。
	事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、 2件でございます。

議案の1ページから3ページをお願いいたします。

本件は、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転に係る許可申請がなされたものです。

1番の申請受付日は、平成29年2月6日でございます。

申請地は、堀之内の畑で、面積は414平方メートル、外1筆合計面積は58 9平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。

申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に、所有権を移転するものでございます。

2番の申請受付日は、平成29年2月6日でございます。

申請地は、北方町の田で、面積は340平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。

申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に、所有権を移転するものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

1 番

現地調査は、平成29年2月15日に農地調査班第1班の委員で行いました。 1番の申請地は、堀之内貝塚公園の北側に隣接しており、現況は、露地畑になっており、概ね良好な状態で管理されておりました。

譲受人は、主に長ネギやほうれん草、ブロッコリーを栽培している兼業農家の方で、本件の申請地については、農業経営の拡大を図るため、申請するものでございます。

譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に 問題はございません。

取得後も、長ネギ、ほうれん草などの露地野菜の作付けをするとのことでご

ざいます。

譲渡人は、要望により売却するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。

次に2番の申請地は、市民プールの北側、約30メートルに位置し、現況は、 露地畑になっており、概ね良好な状態で管理されておりました。

譲受人は、長ネギや梅、柿などを栽培し、我孫子市においては、稲作を行っている兼業農家の方です。

今回、農業経営の拡大を図りたいと考え、申請するものでございます。

譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に 問題はございません。

取得後は、柿の木を植栽したいとのことでございます。

譲渡人は、要望により売却するものです。

なお、申請地は進入路がないことから、西側に隣接する市民プール臨時駐車場を通行させていただけるよう、管理者からの通行承諾を得ていることを提出書類により確認いたしました。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

第1班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお 願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

1番の譲受人は、調査班のご報告のとおり、良好な農地を取得し、農業経営の 拡大を図るための申請でございます。

取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、農作業従事日数は2 50日、取得後の経営農地の面積においても下限面積の30アールを超えており、許可要件をすべて満たしております。

次に2番の譲受人は、調査班のご報告のとおり、良好な農地を取得し、農業経

営の拡大を図るための申請でございます。

取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、農作業従事日数は1 60日、取得後の経営農地の面積においても下限面積の20アールを超えており、許可要件をすべて満たしております。

説明は、以上でございます。

議長事務局からの説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員なし

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」、1番について許可することに決定して、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議長長「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。

2番について、お諮りいたします。

許可することに決定して、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議長「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2

件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、

2件でございます。

議案の4ページ、5ページをお願いいたします。

1番と2番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請受付日は、平成29年2月8日でございます。

1番の申請地は、原木の畑、面積は145平方メートル、外1筆、合計面積は、

300平方メートルでございます。

2番の申請地は、原木の畑、面積は29平方メートル、外3筆、

合計面積は、201平方メートルでございます。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。

転用目的は、同じ法人からの要望により貸駐車場にするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施 しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

1 番

1番と2番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

現地調査は、平成29年2月15日に農地調査班第1班の委員で行いました。 申請地は、二俣小学校の西側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地に なっておりました。

農地区分については、いずれも第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも 該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、1番と2番の申請人は、隣接する法人から、駐車場を拡張したいとの要望を受けて貸駐車場として整備するものですが、埋立ては行わず、整地して転圧後に砕石敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。

隣接地との境界には、単管パイプ及びコンクリートパネルにより土留めを設置 し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

申請地部分につきましては、10トンダンプ14台を駐車する予定でございます。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

議長

第1班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお 願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

1番と2番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

1番と2番の申請人は、市内に本社を置き、隣接する駐車場を所有して土木・ 建築工事業を営む法人から、手狭となっている駐車場を拡張するため、土地を貸 して欲しいとの要望を受け、今回の申請に至ったとのことでございます。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額をそれ ぞれ申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地 台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施 されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、着工後30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

以上でございます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし

議長

「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」1番について、許可相当と 決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし

議長

「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県知 事に送付することに決定いたします。

2番について、お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし

議 長

「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県 知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3 件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、 3件でございます。

議案の6ページから9ページをお願いいたします。

1番の申請受付日は、平成29年2月7日でございます。

申請地は、堀之内の畑で、面積は187平方メートルでございます。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。

転用目的は、建売分譲住宅1棟を建築するため、所有権の移転を受けるもの でございます。

2番の申請受付日は、平成29年2月7日でございます。

申請地は、堀之内の畑で、面積は249平方メートルでございます。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。

転用目的は、専用住宅1棟を建築するため、所有権の移転を受けるものでご ざいます。

3番の申請受付日は、平成29年2月8日でございます。

申請地は、東国分の田で、面積は522平方メートルでございます。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。

転用目的は、建売分譲住宅2棟を建築するため、所有権の移転を受けるもの でございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

1 番

現地調査は、平成29年2月15日に農地調査班第1班の委員で行いました。 1番の申請地は、北国分駅の南東側、おおむね400メートルに位置し、現 況は、露地畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界は、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。

雨水については、宅地内に浸透桝を設置し、U字溝に接続し放流、汚水及び 雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後、同じくU字溝へ放流するもの です。

譲渡人は、要望により売却するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準 に適合することから、許可相当と思います。

次に2番の申請地は、1番でご説明いたしました申請地の南側に隣接し、現 況は、同じく露地畑になっておりました。

農地区分については、1番と同じく第2種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界は、コンクリート ブロックを設置して土砂等の流出を防除し、南側に接する梨畑につきましては、 鋼板塀が設置されており、その上部については、農薬飛散防止ネットを施す予定 であるとのことで、双方の円満な話し合いにより合意しております。

雨水については、宅地内に浸透桝を設置し、U字溝に接続し放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後、同じくU字溝へ放流するものです。

譲渡人は、要望により売却するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

次に3番の申請地は、市川昴高等学校の東側、道路を挟んだ向かい側に位置 し、現況は、砕石敷地になっておりました。

農地区分については、周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。

隣接地に農地はございませんが、隣接地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。

雨水については、宅地内に雨水貯留桝を設置して宅内貯留をし、流量を調整 して前面側溝に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後、 同じく前面側溝へ放流するものです。

なお、申請地は、平成28年4月に母親からの相続により所有権の移転を受けたものですが、昭和52年頃から農地法の許可を受けずに駐車場として使用しておりました。

現在は、すべての契約を解除し、車両等は撤去されております。

本件については、自らの違反転用ではございませんが、今後は農地法を遵守する旨、厳重に注意するとともに、県知事あてに始末書が提出されているものでございます。

なお、譲渡人は、要望により売却するものでございます。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に 適合することから、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

第1班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお

願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

1番の譲受人は、杉並区に本店を置き、建築工事、土木工事などの施工、監理 及び請負などを主な業務とする法人です。

申請地は、北総線北国分駅に近いことから、既存住宅も多く宅地化が進んで おり、建売分譲住宅として適した住宅が提供できると考え、申請に至ったとのこ とです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自 己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地 台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成29年4月1日に着工し、完了は、平成29年10月31日となっております。

なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い開発行為許可申請書 が受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

次に2番の申請者は、現在、市内のアパートに居住しておりますが、家族が 増え手狭となったことから、住み慣れた地域で駅に近く、交通の便がよい当該地 に専用住宅を建築したいと考え、今回の申請至ったとのことでございます。

なお、譲受人の外1名とは、妻であり、共同申請によるものでございます。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成29年4月1日に着工し、完了は、平成29年10月31日となっております。

なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い開発行為許可申請書

が受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

次に3番の譲受人は、武蔵野市に本店を置き、分譲住宅等の建築工事設計施 行を主な業務とする法人です。

申請地周辺には、戸建て住宅が多く立ち並んでおり、小学校及び高等学校等の教育施設も近接し、住環境に適していると考え、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自 己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、譲受人には農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地 台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成29年4月3日に着工し、完了は、平成29年8月10日となっております。

なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い開発行為許可申請書 が受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

説明は、以上でございます。

議長事務局からの説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員 なし

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」1番について、許可相当 と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県 知事に送付することに決定いたします。

2番について、お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県 知事に送付することに決定いたします。

3番について、お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して県 知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更 承認申請について」、1件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」、ご説明いたします。

議案の10ページ、11ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成29年2月6日でございます。

申請地は、国分の田で、面積は666平方メートルです。

本件は、平成22年11月15日付けで、東京外かく環状道路の建設のため

資材置場及び駐車場用地として、農地法第5条の規定による、一時転用を伴う賃貸借権の設定を受けておりましたが、工期の遅れから、平成29年3月31日まで期間延長をしておりました。

今回、再度の工事期間を延長する必要から事業計画変更承認申請がなされたものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

1 番

現地調査は、平成29年2月15日に農地調査班第1班の委員で行いました。 申請地は、中国分小学校の南東側、概ね300メートルに位置しております。 本件は、東京外かく環状道路の国分地区の工事にあたり、工事現場と隣接する申請地を、資材置場及び駐車場として一時転用の許可を受けたものでございます。

当初の工事期間は、平成27年4月30日の予定でしたが、工期の遅れから、 平成29年3月31日まで期間延長の承認を受けており、今回、用地交渉や遺跡 調査等に時間がかかったことから、再度の工期延長の必要が生じたため、平成3 0年8月31日まで工事完了を延伸することになったものでございます。

申請地は、転用目的どおりに適切に利用されており、調査班としては、必要性も認められることから承認相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

第1班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

譲受人は、東京外かく環状道路の施工を請負う法人で、国分地区の工事にあたり工事現場と隣接する、利便性の良い申請地を賃借したいと考え、一時転用の

許可を受けたものでございます。

申請地は、調査班のご報告どおり、転用目的どおり利用されており、とくに問題はございません。

工事完了後は、速やかに農地に復元して作付けを行う旨、農地復元誓約書が 譲受人及び譲渡人の連署にて提出されております。

以上のことから、事業計画の変更については、確実性が認められるものと思われます。

以上でございます。

議長事務局からの説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員なし

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、承認相当という意見を付して県 知事に送付することに決定いたします。

> 続きまして、議案第5号「国有財産管理人の推薦について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「国有財産管理人の推薦について」、ご説明いたします。

議案の12ページをお願いいたします。

本件は、平成29年2月1日付で、千葉県農林水産部農地・農村振興課長から国有財産管理人を設置するため、適任者1名の推薦を求められましたので、選

任するものでございます。

なお、委嘱事務の内容は、国有地等の管理であり、委嘱期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間となります。

委嘱の基準ですが、原則として本年4月1日時点で、年齢が60歳以下の委員とされております。

なお、平成28年度は、小川委員が委嘱されております。 以上でございます。

議長、「具今、事務局からご説明いただきました。

それでは、国有財産管理人の推薦の指名でございますが、指名方法はどのようにいたしましょうか。

1 3 番 議長一任

議長一任との声がございました。

それでは、私から指名させていただくということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

議長「異議なし」ということですので、私から指名させていただきます。

委嘱の基準は、概ね60歳以下で見回り等に支障のない健康な方とのことです。

今年度に引き続き小川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

議長皆様からご了解をいただきました。

小川委員、よろしいでしょうか。

1 5 番 はい、ご指名をいただきましたので、精一杯、務めさせていただきます。

議 長

それでは、小川委員を国有財産管理人として、推薦することに決定いたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告案件が5件ございます。

報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が27件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局

報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、ご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。

今回の報告は、平成29年1月5日から同年1月30日までに届出があった ものでございます。

農地法第4条の届出は15件、28筆、5,495,40平方メートルでご ざいます。

また、第5条の届出につきましては、12件、17筆、1,255.98平 方メートルでございます。

第4条と第5条を合せますと、27件、45筆、転用面積は、6,751. 38平方メートルとなります。

内訳につきましては、14ページから19ページとなっております。 以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について」、1 件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局

報告第2号「農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について」、ご報告いたします。

21ページをお願いいたします。

本件は、農地法第52条に基づき農業委員会が地域における賃借料を調査し 実勢賃借料として広く提供するものです。

なお、賃借料情報の作成基準は、全国農業会議所の「農地の賃借料情報の提供の手引き」に基づき、過去1年間に実際に締結等をされた賃貸借契約等の賃借料に関するデータを収集するものです。

今回は平成28年1月から12月までの賃借料水準10アールあたりの年額を情報提供するものです。

なお、情報提供する項目として、地域区分は設定せずに農地の種類別区分として、田、畑、樹園地に区分し、賃借料は平均額、最高額、最低額を情報提供するものです。

平成28年において、昨年と比較いたしますと、平均額では、田及び畑は昨年と同じでございますが、樹園地は600円上がり、最高額では、田、畑、樹園地とも昨年と同じであり、最低額では、田及び畑は昨年と同じでございますが、樹園地では5,000円上がっております。

最低額が樹園地で大きく上がったことにつきましては、昨年の聴き取り時に、 賃借人の方のご回答に誤りがあったためでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、3件ございます。 事務局より、報告いたします。

事務局

報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、3件ご報告いたします。 21ページをお願いいたします。

本件は、平成28年12月21日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会が あったものでございます。

土地の所在は、本北方の1筆、面積は179平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年1月13日に農地調査班第6班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」 と回答し、その他参考事項として、許可を得ていないことから「転用未届」、現 況については「専用住宅」と回答したものでございます。

次に、2件目でございます。

22ページをお願いいたします。

本件は、平成28年12月26日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会が あったものでございます。

土地の所在は、大和田の1筆、面積は11平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請 書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、平成3年1月18日に農地法第5条に基づき、「共同住宅」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年1月13日に農地調査班第6班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」 と回答し、その他参考事項として、現況は「宅地敷」と回答したものでございます。

次に、3件目でございます。

23ページをお願いいたします。

本件は、平成29年1月17日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、本北方の1筆、面積は1.83平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年1月20日に農地調査班第6班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」 と回答し、その他参考事項として、現況は「専用住宅」、括弧として「ブロック 塀用地」と回答したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号「地方税に関する農地等の現況に係る回答について」、1件 ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局

報告第4号「地方税に関する農地等の現況に係る回答について」、ご報告いたします。

24ページをお願いいたします。

本件は、平成29年1月26日付けで、市川市長から滞納処分による公売のため、必要があることから照会がなされたものでございます。

土地の所在は宮久保で、地目「田」、外2筆、合計面積は1,575平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

本件に係る申請状況につきましては、転用許可申請書は提出されておりません。

事務局職員で現地調査を行ったところ、現況は「農地」です。

そこで、平成29年2月7日に農地調査班第1班の委員に状況の説明を行い、 回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「農地」と 回答し、農地法第5条の許可の可能性については、「進入路があれば可能性はあ る」と回答したものでございます。

また、現況が農地であることから買受適格証明書の要否については、「必要」 と回答したものでございます。 以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について」、5件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局

報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件ご報告いたします。

25ページから29ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている 旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。

今回の報告といたしましては、平成29年1月4日から同年2月1日に申請の あった5件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書 を発行したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。

これで、平成28年度第11回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。

ご協力、ありがとうございました。